

函 経 雇

令和 5 年(2023年) 8 月 2 1 日

報 道 機 関 各 位

函館市経済部雇用労政課長

函館市奨学金返還支援事業について

このことについて、本市産業を担う若者人材の確保およびその人材の本市への定着促進を図ることを目的とした函館市奨学金返還支援事業の創設にあたりまして、市とともに支援対象者の奨学金返還にご協力いただく市内企業等および介護事業所、保育施設を募集いたしますので、取材・報道方よろしくお願いいたします。

記

1 事業概要

別紙のとおり

2 ホームページ

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023072100018/>

(取材先：雇用労政課長 21-3338)

函館市奨学金返還支援事業概要

1 趣旨・目的

本市産業を担う若者人材の確保およびその人材の本市への定着促進を図るため、市内中小企業等に就職のうえ、奨学金の返還を支援する者に対し、勤務先中小企業等と連携して、当該奨学金の返還を支援する補助金を支給する。

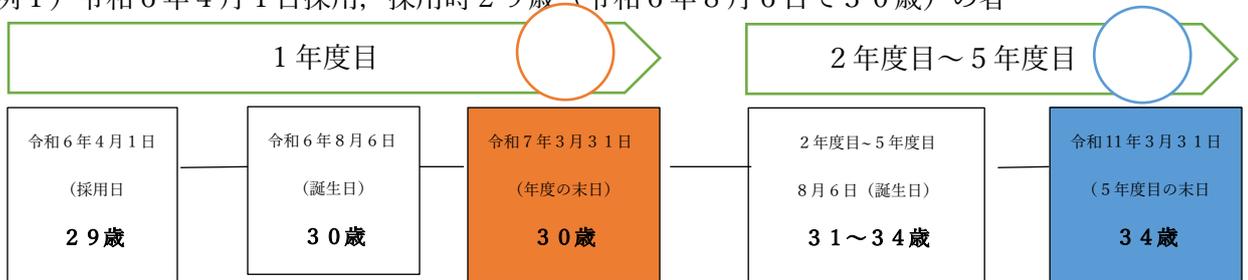
2 事業内容

(1) 支援対象者

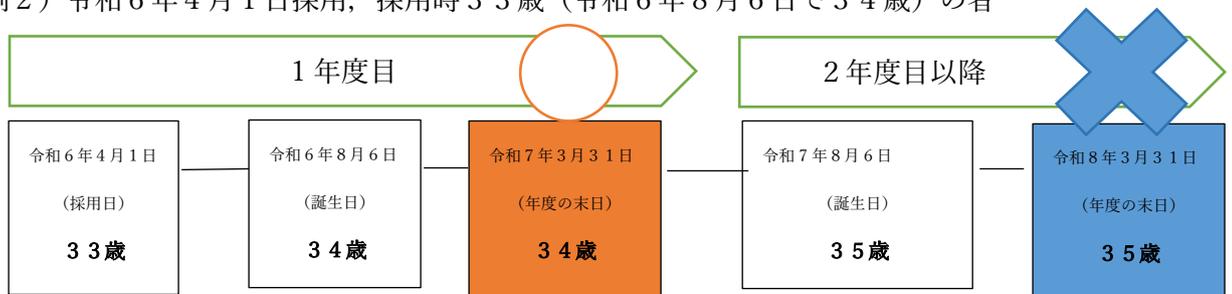
下記①～③の全てに該当する者

- ①奨学金の返還を支援する市内中小企業等（以下、若者応援企業）に、正職員として令和6年4月1日以降に新規に採用された者で、勤務する年度の末日において35歳未満の者

(例1) 令和6年4月1日採用、採用時29歳（令和6年8月6日で30歳）の者



(例2) 令和6年4月1日採用、採用時33歳（令和6年8月6日で34歳）の者



- ②大学等在籍中に、奨学金（日本学生支援機構学資貸与金、地方公共団体等の貸与資金）の貸与を受け、計画的にその返還をしている者で、勤務する若者応援企業から市が支援する額以上の奨学金の返還支援を受けている者

- ③雇用開始日において、函館市内に住所を有する者

(2) 若者応援企業

下記①～⑦の全てに該当する市が登録を決定した中小企業等

- ①市内に主たる事業所がある中小企業等で、奨学金の返還をする者（または返還予定の者）を正職員として雇用すること、または市内に支店、営業所等がある中小企業等で、奨学金の返還をする者（または返還予定の者）を、就業地域を市内に限定し正職員として雇用すること。
- ②奨学金の返還をする正職員に対して、市が支援する額以上の額の金銭給付を5年（60か月）行うこと。ただし、保育士および直接介護に従事する正職員を雇用する場合は、当該法人の金銭給付を求めない。

- ③函館しごとネットに登録していること。
- ④労働基準法、職業安定法その他労働関係法令に違反していないこと。
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う企業等でないこと。
- ⑥函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- ⑦市に納付すべき税を滞納していないこと。

(3) 補助金額・負担割合

①一般企業に勤務する正職員	②保育士および直接介護に従事する正職員
補助対象者の年間返還額の <ul style="list-style-type: none"> ・市 1 / 3 (年上限額12万円) ・企業1 / 3 (年上限額12万円) ・本人1 / 3 	補助対象者の年間返還額の <ul style="list-style-type: none"> ・市 2 / 3 (年上限額24万円) ・企業負担なし ・本人1 / 3

(4) 交付期間

5年(60か月) ※ただし、34歳になる年度分まで

(5) その他

この事業における支援対象者に対する奨学金返還支援については、令和6年第1回議会定例会における予算の議決が前提となる。

※中小企業等とは

次のいずれかに該当する企業等

- ・中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる市内企業、またはこれらに準ずるものとして市長が認める者(医療法人、社会福祉法人、学校法人ほか)
- ・介護保険制度における函館市の指定する市内介護事業所
- ・市内保育所、認定こども園、幼稚園 ※ただし、認可外施設、保育施設は除く

※正職員とは

次の全てを満たす者

- ・雇用期間の定めがない
- ・雇用保険の適用